

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月25日から同年8月1日まで  
年金記録を確認したところ、昭和39年7月分の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることが判明した。申立期間については、A社B工場のC市から新設されたD市に異動した時期であり、会社に継続して勤務していたことから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社B工場に申立期間も継続して勤務し（昭和39年7月25日に同社B工場（C市）から同社B工場（D市）に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場（D市）の昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から56年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、日本年金機構から納付事実が確認できない旨回答があった。私は、A区役所で国民年金の加入手続きを行い、窓口の職員から、「未納の保険料は2年間遡って納付でき、年金受給の際多く受給できる。」との説明を受け、当時学生で無収入だったにもかかわらず無理をして保険料を納付した。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和50年から52年の春頃までの間に、国民年金の加入手続きをA区役所で行った。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、58年6月17日以降に払い出され、43年4月1日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により、納付することはできなかつたものと考えられる。

また、氏名検索を行ったが、申立人に対し、現在の国民年金手帳記号番号以外に払い出された形跡は見当たらない。

さらに、昭和59年5月現在で作成されたA区の年度別納付状況リストでは、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、この記録は、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿（電子データ）と一致する。

加えて、申立人は、「当時、学生で無収入であったが、親の仕送りから工面して2年分を納付したにもかかわらず、記録が無いと判定された。

当月分保険料と過年度保険料の2月分ずつ納めた。保険料は、6,000円くらいであった。」と主張しているところ、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号が昭和58年6月17日以降であることを踏まえると、当該払出時点において時効となっていない申立期間直後の56年4月から58年3月までの期間に係る保険料を過年度納付したものとするのが自然である上、当時の保険料は3月分を単位に期別納付とされていたほか、主張する保険料額も大きく相違している。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から61年3月まで  
② 昭和62年4月から63年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私の夫が、夫婦二人分の保険料の免除申請手続きを行っていたはずであるにもかかわらず、夫の保険料のみが免除となっているので確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②について、私の夫が、夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行ったはずである。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年3月10日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿により、同年11月27日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が所持している国民年金手帳により、昭和63年5月11日に旧姓から現在の姓に氏名変更手続きが行われていることが確認できるところ、オンライン記録により、同年5月20日付けで、48年11月から63年3月までの期間に係る国民年金被保険者資格の得喪記録が追加訂正されていることが確認できることから、申立期間①及び②については、記録の追加訂正により生じた国民年金保険料の未納期間であり、当該期間は、記録の追加訂正以前は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料の免除申請はできなかったものと考えられる。

さらに、国民年金保険料の免除申請手続きは毎年行わなければならないところ、申立期間①及び②は合計7年度と複数年度にわたっており、行

政側がこの手続を一度も記録しないとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金保険料の免除申請手続を行ったとする申立人の夫から聴取したが、免除申請手続に関する記憶が明確ではない上、申立人自身は免除申請手続に直接関与していないため、手続状況が不明である。

このほか、申立人及び申立人の夫が申立期間①及び②の国民年金保険料の免除申請手続をしていたことを示す関連資料は無く、申立人が当該期間の保険料納付の免除申請手続をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。